

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金）第2893号の10



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（※）（環境林務課取扱い） 1
○ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）
（障害福祉課取扱い） 7
○鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 7
○鹿児島県契約規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 8
○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 8

告 示

- 鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の一部改正（※）（監理課取扱い） 9

規 則

鹿児島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第29号

鹿児島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県環境影響評価条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第35条の2」に、「第41条・第42条」を「第41条－第42条の2」に改める。

第5条の見出し中「等」を削り、同条第2項中「に規定する方法書」を「の規定による方法書及び要約書（以下「方法書等」という。）」に、「環境影響評価方法書送付書」を「環境影響評価方法書等送付書」に改め、同条第3項中「方法書」を「方法書等」に改める。

第6条第1項第1号中「当該市町村」を「管轄市町村」に改める。

第7条第5号中「方法書」を「方法書等」に改める。

第8条第1項中「方法書」を「方法書等」に改め、同条第2項中「方法書の」を「方法書等の」に、「当該方法書」を「方法書」に、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（方法書の公表）

第8条の2 条例第8条の規定による方法書等の公表は、次の各号のいずれかに該当する方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトに掲載すること。
- (2) 管轄市町村の協力が得られた場合にあっては、管轄市町村のウェブサイトに掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

（方法書説明会の開催）

第8条の3 条例第8条の2第1項に規定する方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第7条の対象事

業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

（方法書説明会の開催の公告）

第8条の4 第6条の規定は、条例第8条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第8条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

（方法書説明会の開催結果の報告）

第8条の5 事業者は、方法書説明会を開催したときは、速やかに、方法書説明会開催結果報告書（別記第3号様式）を知事及び管轄市町村の長に提出しなければならない。

（責めに帰することができない事由）

第8条の6 条例第8条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

第10条中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第12条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「要約書」の次に「（以下「準備書等」という。）」を加え、「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「準備書及び要約書」を「準備書等」に改める。

第14条第5号中「準備書」を「準備書等」に改める。

第15条中「方法書」を「方法書等」に、「準備書」を「準備書等」に改め、「管轄する市町村」の次に「と」、「方法書に」とあるのは「準備書に」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（準備書の公表）

第15条の2 第8条の2の規定は、条例第16条の規定による公表について準用する。この場合において、第8条の2中「方法書等」とあるのは「準備書等」と、同条第2号中「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

第16条から第20条までを次のように改める。

（準備書説明会の開催）

第16条 第8条の3の規定は、条例第17条第1項に規定する準備書説明会について準用する。

この場合において、第8条の3中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催の公告）

第17条 第6条及び第8条の4第2項の規定は、条例第17条第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第6条中「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と、第8条の4第2項第4号中「条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催結果の報告）

第18条 事業者は、準備書説明会を開催したときは、速やかに、準備書説明会開催結果報告書（別記第6号様式）を知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

（責めに帰することができない事由）

第19条 第8条の6の規定は、条例第17条第4項の事業者の責めに帰することができない事由

について準用する。この場合において、第 8 条の 6 中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第20条 削除

第23条第 2 項中「その他」を「その他の」に改める。

第32条第 1 項中「要約書」の次に「（以下「評価書等」という。）」を加え、同条第 2 項中「評価書及び要約書」を「評価書等」に改める。

第33条の見出し中「評価書」の次に「について」を加える。

第34条第 5 号中「評価書及び要約書」を「評価書等」に改める。

第35条の見出しを「（評価書の縦覧）」に改め、同条中「第 8 条の」を「第 8 条第 1 項の」に、「規定により評価書及び要約書を縦覧に供する場所」を「縦覧」に、「第 8 条中」を「同項中「方法書等」とあるのは「評価書等」と、同項第 2 号中」に改め、第 4 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（評価書の公表）

第35条の 2 第 8 条の 2 の規定は、条例第24条の規定による公表について準用する。この場合において、第 8 条の 2 中「方法書等」とあるのは「評価書等」と、同条第 2 号中「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

第40条第 6 項中「第39条」を「前条」に、「第 6 条中」を「前条第 1 項中「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村）」とあるのは「」に、「と読み替える」を「と読み替える」に改める。

第42条の見出しを「（報告書の送付）」に改め、同条第 1 項中「事後調査報告書送付書」を「事後調査等報告書送付書」に改め、第 7 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（報告書の公表）

第42条の 2 第 8 条第 1 項及び第 8 条の 2 の規定は、条例第32条第 3 項の規定による公表について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「方法書等を縦覧に供する場所」とあるのは「報告書を公表する場所」と、「縦覧する者」とあるのは「一般」と、同項第 2 号中「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と、第 8 条の 2 中「方法書等」とあるのは「報告書」と、同条第 2 号中「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する方法による公表は、報告書の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

第43条中「から条例」を「から」に、「条例第14条第 2 項並びに条例」を「第14条第 2 項並びに」に、「規定中」を「条例の規定中」に改め、同条の表第 6 条第 1 項第 1 号の項中「都市計画決定権者」を「第33条の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）」に改め、同表第 8 条、第 9 条第 1 項、第10条及び第11条第 1 項の項中「第 8 条」の次に「第 8 条の 2 第 1 項から第 4 項まで」を加える。

第47条の表第 8 条の項中 「 第 8 条 」 を 「 第 8 条及び第 8 条の 2 」 に改め、同

項の次に次のように加える。

第 8 条の 3	条例第 8 条の 2 第 1 項	第43条の規定により読み替えて適用される条例第 8 条の 2 第 1 項
	条例第 7 条	第43条の規定により読み替えて適用される条例第 7 条
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第 8 条の 4 第 1 項及び第 2 項	条例第 8 条の 2 第 2 項	第43条の規定により読み替えて適用される条例第 8 条の 2 第 2 項
第 8 条の 4 第 2 項第	事業者の氏名及び住所（法人に	都市計画決定権者の名称

1号	あつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
第8条の4第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第8条の4第2項第4号	条例第7条	第43条の規定により読み替えて適用される条例第7条
	対象事業	都市計画対象事業
第8条の5	事業者	都市計画決定権者
第8条の6	条例第8条の2第4項	第43条の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項
	事業者	都市計画決定権者

第47条の表第15条の項中「第15条」の次に「及び第15条の2」を加え、同表第16条の項を次のように改める。

第16条	条例第17条第1項	第43条の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
------	-----------	-------------------------------

第47条の表第17条第1項及び第2項の項中「第17条第1項及び第2項」を「第17条」に改め、同表第17条第2項第1号の項、第17条第2項第2号の項、第20条第1項の項及び第20条第3項の項を削り、同表第35条の項中「第35条」の次に「及び第35条の2」を加え、同表第38条の見出しの項を削り、同表第38条第1項及び第2項の項中「第38条第1項及び第2項」を「第38条（見出しを含む。）」に改め、同表第38条第3項の項を削る。

第49条中「並びに条例」を「並びに」に改め、同条の表第12条の項中「、これを」を「これを」に改め、同表第15条の項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同表第22条第1項第2号の項を次のように改める。

第22条第1項第2号	第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号	第14条第1項第1号又は第7号
	環境影響評価	港湾環境影響評価

第50条の表第15条の項中「第15条」の次に「及び第15条の2」を加え、同表第16条の項を次のように改める。

第16条	条例第17条第1項	条例第36条第2項において準用する条例第17条第1項
------	-----------	----------------------------

第50条の表第17条第1項及び第2項の項中「第17条第1項及び第2項」を「第17条」に改め、同表第17条第2項第1号の項、第17条第2項第2号の項、第17条第2項第3号の項、第20条第1項の項及び第20条第3項の項を削り、同表第35条の項中「第35条」の次に「及び第35条の2」を加え、同表第36条の見出し及び同条第1項の項中「第36条の見出し及び同条第1項」を「第36条（見出しを含む。）」に改め、同表第37条第2項の項中「関係市町村」を「関係地域を管轄する市町村」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第38条（第2項第3号を除く。）の規定は、条例第36条第4項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第38条の見出し	条例第27条第1項	条例第36条第4項
第38条第1項	条例第27条第1項	条例第36条第4項
	別表第4の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合におけ	第48条第1号又は第2号に規定する区域の位置の変更であつて、当該変更によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の30パーセント未満であるもの（当該変更後の対象港湾計画

	る同条に規定する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。)とする	について条例第36条第2項において準用する条例第15条の規定を適用した場合における同条に規定する市町村長に当該変更前の対象港湾計画に係る当該市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。)とする
第38条第2項	条例第27条第1項	条例第36条第4項
第38条第2項第2号	別表第4の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元	第48条第1号又は第2号に規定する区域の位置

別記第1号様式中「環境影響評価方法書送付書」を「環境影響評価方法書等送付書」に、「環境影響評価方法書を」を「環境影響評価方法書及び要約書を」に改める。

「環境
説明
環境

別記第2号様式中「第6条」の次に「, 第8条の4」を加え, 「, 第20条」を削り,

影響評価準備書を作成した旨 「方法書説明会を開催する旨
会を開催する旨 を 環境影響評価準備書を作成した旨 に改める。
影響評価準備書の概要 」 準備書説明会を開催する旨 」

別記第6号様式を削る。

別記第5号様式中「説明会開催結果報告書」を「準備書説明会開催結果報告書」に改め, 同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式を別記第5号様式とし, 別記第3号様式を別記第4号様式とし, 別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式 (第8条の5関係)

方法書説明会開催結果報告書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

市町村長

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

環境影響評価方法書の説明会を開催したので、鹿児島県環境影響評価条例施行規則第8条の5の規定により報告します。

対象事業の名称				※整理番号
対象事業の種類				
開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで			
開催場所				
参加人員				
説明会の経過及び概要	(別紙のとおり)			
連絡先	所在地		電話番号	
	所属		担当者名	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

備考2 ※欄は、記入しないこと。

備考3 対象事業の種類欄には、鹿児島県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。

別記第15号様式中「事後調査報告書送付書」を「事後調査等報告書送付書」に、「事後調査報告書を」を「事後調査等報告書を」に改める。

附 則

この規則は、平成25年10月 1 日から施行する。

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第30号

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第22条第5項」を「第22条第8項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として知事が認める者

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第31号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則
鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「 | 二級建築士又は木造建築士免許手数料 | 」を

「 | 二級建築士又は木造建築士免許手数料 | に、
| 二級建築士又は木造建築士登録証明手数料 | 」

「 | 建築士事務所登録証明手数料 | 」を

「 | 建築士事務所登録証明手数料 | に、
| 二級建築士免許証又は木造建築士免許証書換え交付手数料 | 」

「 | みつばち転飼条例（昭和31年鹿児島県条例第8号）第5条 | 」を 「 | 鹿児島県蜜蜂転飼条例（昭和31年鹿児島県条例第8号）第5条 | 」に、

「 | 水質試験手数料 | を
| 食品添加物並びに器具及び容器包装の試験手数料 | 」

「 | 食品，食品添加物，食品の器具及び容器包装の試験手数料 | 」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

「みつばち転飼条例（昭和31年鹿児島県条例第8号）第5条	を	「鹿児島県蜜蜂転飼条例（昭和31年鹿児島県条例第8号）第5条	に改める部分は、同年5
------------------------------	---	--------------------------------	-------------

月 1 日から施行する。

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第32号

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則

鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「公団及び」を削り、「恐れ」を「おそれ」に改める。

第33条第3号及び第7号中「公団及び」を削る。

第39条第1項及び第2項並びに第44条第2項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第6条第2号並びに第33条第3号及び第7号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県契約規則第39条第1項及び第2項並びに第44条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約（同日前に締結された契約を変更する契約を含む。）について適用する。

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第33号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第74条第1項第9号中「基づく」の次に「障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に基づく」を加え、同項第11号中「公団等」を「公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人をいう。第83条において同じ。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(25) 外国に所在する金融機関への送金により支払う経費及び当該送金に要する経費

第77条中「職員（給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）第18条第1項に規定する除外職員をいう。以下この条において同じ。）」を「非常勤職員（議会の議員を除く。以下この条において同じ。）及び賃金支弁職員」に改め、同条第1号中「職員（給与等の支払事務に関する規則第18条第1項に規定する賃金支弁職員を除く。）」を「非常勤職員」に改め、同条第2号中「職員」を「非常勤職員及び賃金支弁職員」に改める。

第83条中「公団等」を「公共法人」に改める。

別表第1本庁の表上記以外の各課の項中「主査」を「専門員（庶務を担当する係長及び専門員のいずれも置かれぬ場合は庶務を担当する主査）」に改める。

別表第1収支かいの表大島支庁徳之島事務所の項中「総務課」の次に「の庶務を担当する係長」を加える。

別表第1収入かいの表精神保健福祉センターの項中「次長」を「副所長」に改める。

別記第19号様式その1（裏），その2（裏），その3（裏）及びその4（裏）中「熊本ファミリー銀行」を「熊本銀行」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第74条第1項第9号及び第11号、第77条並びに第83条の改正規定並びに別表第1収入かいの表の改正規定は、公布の日から施

行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県会計規則別記第19号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第411号

平成8年9月27日鹿児島県告示第1400号（鹿児島県建設工事請負契約書標準書式）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

建設工事請負契約書第34条の2第8項、第42条第2項及び第3項並びに第47条第3項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

建設工事請負契約書第47条の2第1項第5号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。